

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
翌日が休日であると定めます)

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十八年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
入江内科医院	鳥取市西町一丁目二一二	昭和五十八年六月十五日

鳥取県告示第五百五十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定に基づき、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和五十八年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和五十八年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 次

告 示

鳥取県告示第五百五十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

調査を行ふ 者の名称	調査地域		調査期間 (平方キロ) (メートル)
	昭和五十九年三月 三十日まで	昭和五十九年三月 三十一日まで	
佐治村	八頭郡佐治村大字加茂及び大字 余戸の各一部	昭和五十九年三月 三十日まで	九・七四
泊村	東伯郡泊村大字泊及び大字筒地 の各一部	昭和五十九年三月 三十一日まで	二・二三

鳥取県告示第五百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（国府地区は場整備）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
間地地区は場整備事業	昭和五十四年三月二十 五日	溝 口 町
西伯（鴨部）地区は場整備事業	昭和五十八年三月三十 一日	西伯町土地改良区
大立地区農道舗装事業	昭和五十七年十二月二 十五日	倉 吉 市

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所及び国府町役場
四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百五十三号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があるので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五十四号
次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字河津原字スゲ谷口二九一、二九三（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

八頭郡智頭町大字河津原字スゲ谷口二九一、二九三（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 解除の理由

道路事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百五十五号
次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字大屋字小字野尾上五八三の三・字滑谷五七七・字弥
藤治五七六の二七・字白杉谷左五七五の二から五七五の四まで、五七
五の九から五七五の一八まで、五七五の三〇・五七五の三四・五七五
の三六・五七五の三八・五七五の四〇（以上二一筆について、次の図
に示す部分に限る。）、五七五の三一、五七五の三三、五七五の三五、
五七五の三七、五七五の三九、五七五の四一、五七五の四二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

鳥取県告示第五百五十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十八年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

二 八頭郡若桜町大字諸鹿（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百五十七号

次のとおり収用の手続を開始する旨の申立てがあつたので、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の三の規定により告示する。

昭和五十八年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一起業者の名称

建設大臣

事業の種類

一般国道9号改築工事（米子バイパス）

三 収用の手続が開始される土地

米子市長砂町並びに宗像字安越谷、字家ノ上及び字妙見前地内
四 手續が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

米子市役所

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十七号

昭和五十八年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十八年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 日時 昭和五十八年六月二十二日（水）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 第十三回参議院議員通常選挙について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十八年六月十七日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一 日時 昭和五十八年六月二十三日（木）午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他